

第六十七号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年二月二十八日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第二条の二 所得割の納税義務者の選択により、法附則第四条の四第四項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第四項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第十四条の二の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第十四条の二の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一に

する施行令第四十八条の六第一項に規定する親族の有する法附則第四条の四第四項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和七年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第一項の規定は、令和六年度分の第十六条第一項又は第四項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第十六条の二第一項の確定申告書を含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第三条中「附則第四条の四第三項」を「附則第四条の五第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。